

令和 9 年度税制改正要望について (案)



令和 8 年 7 月
沖 縄 県

目次

1	沖縄関係税制の措置期限	1
2	沖縄県関係税制による国税特例措置の適用額	2
3	制度別の概要	
	・ 観光地形成促進地域	3
	・ 情報通信産業振興地域・特別地区	4
	・ 産業イノベーション促進地域	5
	・ 国際物流拠点産業集積地域	6
	・ 経済金融活性化特別地区	7
	・ 離島の旅館業に係る特例措置	8
	・ 沖縄型特定免税店制度	9
	・ 石油石炭税の免税措置及び固定資産税の特例措置	10
	・ 揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置	12

沖縄関係税制の措置期限

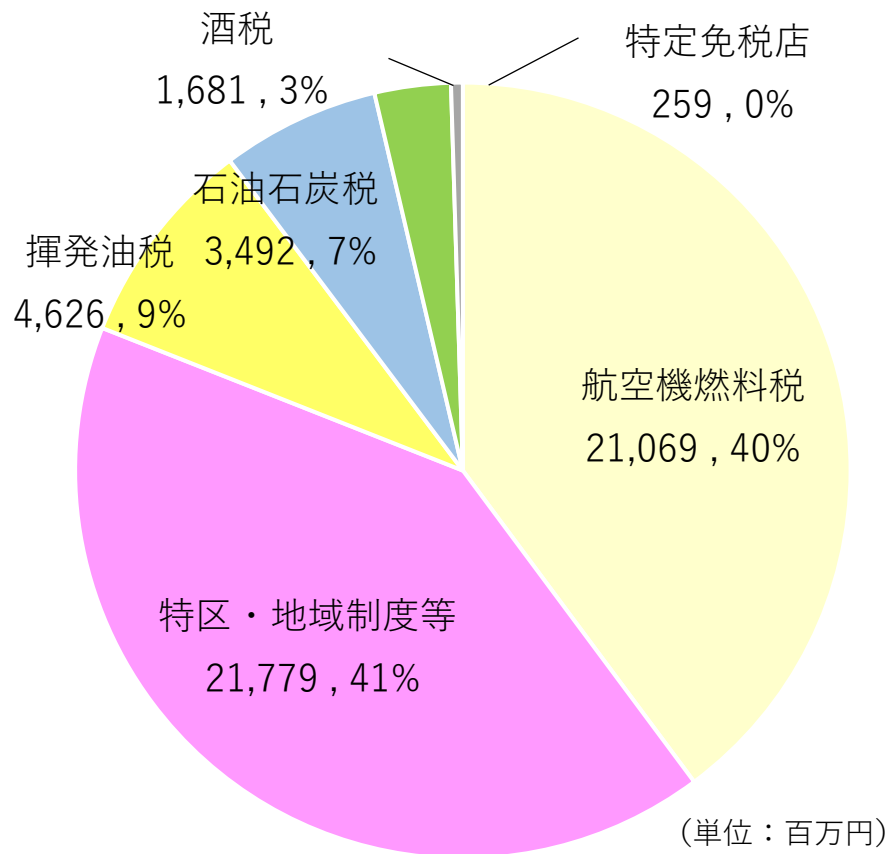
制度名			特例措置	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11			
1	観光地形成促進地域	沖振法	投資税額控除（建物等8％、機械等15％）	H29.3.31				H31.3.31		R3.3.31		R4.3.31		R7.3.31			R9.3.31		延長R12.3.31					
2	情報通信産業振興地域・特別地区	沖振法	所得控除（40％） 投資税額控除（建物等8％、機械等15％）	H29.3.31				H31.3.31		R3.3.31		R4.3.31		R7.3.31			R9.3.31		延長R12.3.31					
3	産業イノベーション促進地域 （旧：産業高度化・事業革新促進地域）	沖振法	投資税額控除（建物等8％、機械等15％） 特別償却（建物等20％、機械等34％）	H29.3.31				H31.3.31		R3.3.31		R4.3.31		R7.3.31			R9.3.31		延長R12.3.31					
4	国際物流拠点産業集積地域	沖振法	所得控除（40％） 投資税額控除（建物等8％、機械等15％） 特別償却（建物25％、機械等50％）	H29.3.31				H31.3.31		R3.3.31		R4.3.31		R7.3.31			R9.3.31		延長R12.3.31					
5	経済金融活性化特別地区	沖振法	所得控除（40％） 投資税額控除（建物等8％、機械等15％） 特別償却（建物25％、機械等50％） エンジェル税制	金融特		H29.3.31			H31.3.31		R3.3.31		R4.3.31		R7.3.31			R9.3.31		延長R12.3.31				
6	離島の旅館業に係る減価償却の特例措置	沖振法	特別償却（建物等8％）	H29.3.31				H31.3.31		R3.3.31		R4.3.31		R7.3.31			R9.3.31		延長R12.3.31					
7	酒税の軽減措置	復帰特措法	酒税の軽減（泡盛35％、ビール等20％）	H29.5.14				H31.5.14		R3.5.14		R4.5.14		R14.5.14（ビール：R8.9.30）										
8	航空機燃料税の軽減措置	沖振法	航空機燃料税の軽減	H26.3.31		H29.3.31			R2.3.31			R4.3.31		R5.3.31		R10.3.31								
9	沖縄型特定免税店制度	沖振法	関税の免除	H29.3.31				R2.3.31			R4.3.31		R6.3.31		R9.3.31			延長R14.3.31						
10	沖縄発電用特定石炭等に係る石油石炭税の免除	沖振法	石油石炭税の免除	H27.3.31			R2.3.31					R4.3.31		R6.3.31		R9.3.31			延長R12.3.31					
11	電力の償却資産に係る特例措置	地方税法	固定資産税の軽減	H27.3.31			R2.3.31					R4.3.31		R6.3.31		R9.3.31			延長R12.3.31					
12	揮発油税等の軽減措置	復帰特措法	揮発油税等の軽減	H27.5.14			R2.5.14					R4.5.14		R6.5.14		R9.5.14			延長R12.5.14					
13	駐留軍用地の公共用地先行取得に係る譲渡所得特別控除	跡地法	譲渡所得控除	R4.3.31										R14.3.31										

※ 「沖振法」→沖縄振興特別措置法 「復帰特措法」→沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律

「跡地法」→沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法 「地方税法」→地方税法

沖縄関係税制による国税特例措置の適用額（令和6年度）

国税の適用額は、約529億円



地域・特区制度の内訳

(単位：百万円)

地域・特区制度等	R 6 適用額
経済金融活性化特別地区	2 1, 0 3 8
産業イノベーション促進地域	3 0 8
国際物流拠点産業集積地域	2 4 9
情報通信産業振興地域・特区	1 2 7
離島旅館業の特別償却	4 4
観光地形成促進地域	1 3
合計	2 1, 7 7 9

※1 「駐留軍用地の公共用地先行取得に係る譲渡所得特別控除」は、適用実績の捕捉が困難なため上記実績額に含めていない。

※2 「沖縄電力の償却資産に係る固定資産税軽減」は、地方税の軽減措置のため上記実績額に含めていない。

観光地形成促進地域【継続】

(1) 措置の概要

【概要】

世界から選ばれる持続可能な観光地の形成に向け、観光関連施設の設備投資を促進させるための制度。

【対象地域】 県内全域

【対象施設】

①スポーツ・レクリエーション施設
(トレーニングセンター、テーマパークなど)

②教養文化施設
(劇場、水族館、文化紹介体験施設など)

③休養施設
(展望施設、温泉保養施設、スパ施設)

④集会施設
(会議場施設、研修施設、展示施設、結婚式場※)

⑤販売施設
(小売施設及び飲食施設の床面積の合計が概ね3千㎡以上などの要件を満たし、県知事の指定を受けたもの)

下線：宿泊施設と同一施設内にあっても法人税の特例措置の対象となる施設
※印：宿泊施設の敷地内にある結婚式場は、宿泊施設と別棟で設置されている場合が法人税の特例措置、地方税の課税免除の対象

地方税は、宿泊施設内に①から⑤までの施設(結婚式場を除く)が併設される場合も課税免除の対象



©OCVB

(2) 適用実績

(単位：件、百万円)

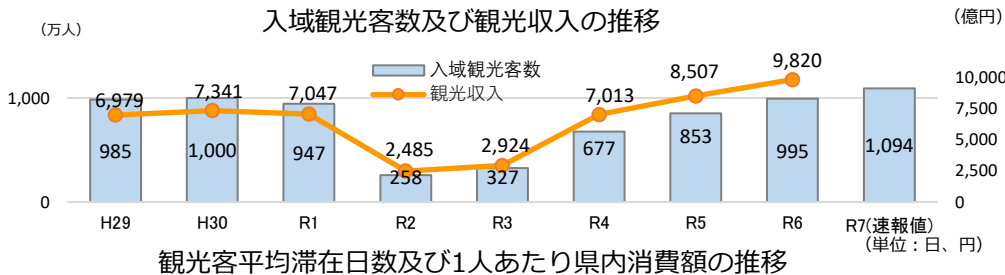
年度 項目		R4		R5		R6		合計	
		件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額
国税	投資税額控除	2	18	0	0	2	13	4	31
	合計	2	18	0	0	2	13	4	31
地方税	事業税	1	27	1	19	3	29	5	75
	不動産取得税	2	493	1	6	1	6	4	505
	固定資産税	8	224	7	217	5	65	20	506
	事業所税	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		11	744	9	242	9	100	29	1,086

(3) 効果・必要性

沖縄観光はコロナ禍で大きな打撃を受け、入域観光客数は大きく減少。令和6年度にコロナ禍前の水準まで回復したものの、**物価高騰等の影響やコロナ融資の返済が続いているなど、依然、沖縄観光業界の厳しい状況は続いている。**

また、**民間観光関連施設における「災害対応力の強化」「ユニバーサルサービスへの対応」「観光DXの推進」などへの対応が十分ではないことから、観光客に対し、安全・安心で、より付加価値の高いサービスを提供できるよう、稼ぐ力を有する質の高い施設の整備を促進**する必要がある。

質の高い民間観光関連施設を整備することによって、利用する観光客の満足度を高め、沖縄の観光地としてのブランド力の強化を図り、観光客の平均滞在日数の延伸と一人あたりの県内消費額の向上につなげる。



(4) 主要要望内容

制度適用期間の延長

制度適用期間を3年間延長すること。

情報通信産業振興地域・特別地区【拡充】

(1) 制度の概要

【概要】

情報通信事業者の立地や投資を活発化することによって沖縄における情報通信産業の集積や高度化を促進するための制度

【特例の内容】

地域：法人税の投資税額控除、地方税の課税免除

特区：法人税の所得控除

【対象地域】（下線は地域、特区いずれも対象の市村）

地域：那覇市、浦添市、うるま市、宜野座村、名護市、
宜野湾市、石垣市、糸満市、沖縄市、豊見城市、宮古島市、南城市、
本部町、恩納村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、
中城村、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町

特区：那覇市、浦添市、うるま市、宜野座村、名護市

【対象事業】

地域：

①電気通信業 ②ソフトウェア業（パッケージソフトウェア業を除く）

③情報処理・提供サービス業 ④インターネット付随サービス業

特区：

①データセンター ②受託開発ソフトウェア業

③情報システム開発業 ④システムインテグレーションサービス業

⑤組込ソフトウェア業 ⑥パッケージソフトウェア業

⑦情報通信機器相互接続検証事業 ⑧データベースサービス業

⑨バックアップセンター ⑩セキュリティ・データセンター

⑪アプリケーション・サービス・プロバイダ ⑫情報セキュリティサービス業

(2) 適用実績

(単位：件、百万円)

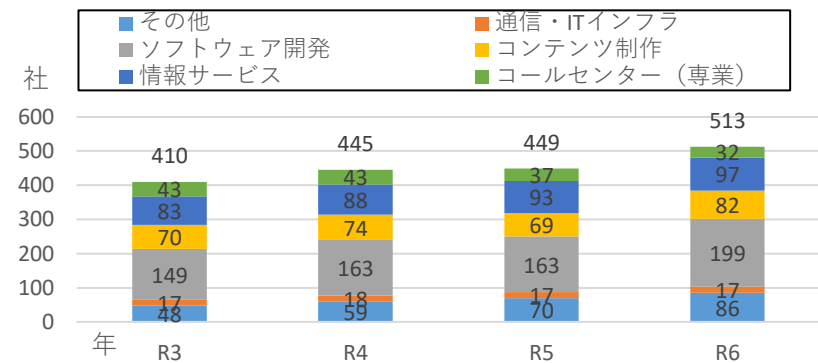
年度		R4		R5		R6		合計	
		件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額
国税	所得控除額	1	2	1	4	1	8	3	14
	投資税額控除	8	104	6	330	5	119	19	553
	合計	9	106	7	334	6	127	22	567
地方税	事業税	14	104	9	53	7	65	30	222
	不動産取得税	0	0	1	16	1	29	2	45
	固定資産税	70	126	84	132	88	122	242	380
	事業所税	1	0	2	1	1	0	4	1
合計		85	230	96	202	97	216	278	648

(3) 効果・必要性

沖縄の情報通信関連産業は、日本本土との遠隔性やアジアとの近接性などの沖縄の特性を活かすことで、リーディング産業として今後も成長が期待される分野である。

このため、税制特例措置により情報通信関連企業の集積を進め、市場競争力強化やビジネスモデルの高度化・転換を図るとともに、民間企業の主体的取組や情報通信関連団体との連携したデジタル化やDX等の取組を通じて労働生産性や付加価値額の着実な向上を図る。

情報通信関連産業の立地企業数の推移



情報通信産業の今後の方向性(おきなわSmart産業ビジョン)

【基本目標】

情報通信産業が変革を通じて「稼げる産業」へと成長し産業DXを支えるパートナーとなり沖縄の産業の持続的な発展に寄与する。

【基本施策1】 情報通信産業の構造変革

【基本施策2】 産業DXの加速化

【基本施策3】 イノベーションの創出

(4) 主要要望内容

制度適用期間の延長

- ・制度適用期間を3年間延長すること。

対象地域の拡大

- ・（地域）対象地域を県内全域に拡大。

産業イノベーション促進地域【拡充】

(1) 制度の概要

【概 要】

県内の製造業をはじめとする企業等の産業高度化や事業革新を促進し、県の産業振興に寄与することを目的とする制度。

【対象地域】 県内全域

【対象事業】

- ①製造業 ②道路貨物運送業 ③倉庫業 ④卸売業
⑤自然科学研究所 ⑥電気業 ⑦ガス供給業



沖縄ライフサイエンス研究センター



マイクロEV (沖縄県金型技術研究センター)

(2) 適用実績

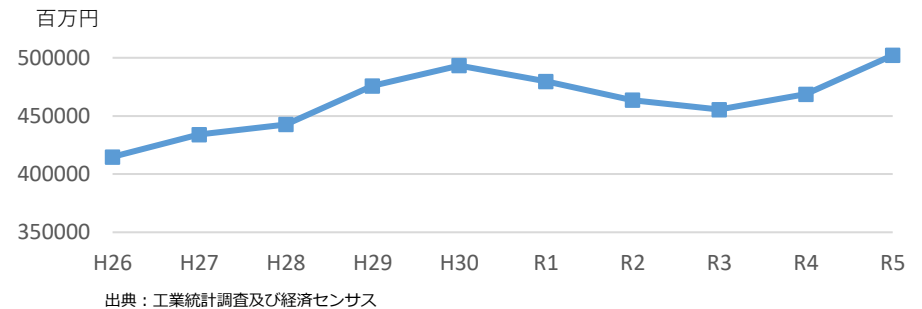
(単位：件、百万円)

年 度		R4		R5		R6		合 計	
		件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額
国 税	投資税額控除	16	84	15	94	20	303	51	481
	特別償却	0	0	3	101	1	5	4	106
	合 計	16	84	18	195	21	308	55	587
地 方 税	事業税	23	117	35	170	44	336	102	623
	不動産取得税	13	35	8	45	7	37	28	117
	固定資産税	151	502	160	479	166	552	505	1,533
	事業所税	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		187	654	203	694	217	925	635	2,273

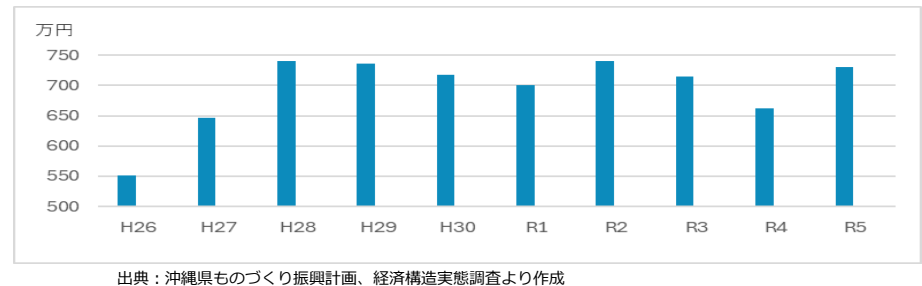
(3) 効果・必要性

県内全域を対象とする本制度により、県内製造業等の産業高度化（IT技術の活用等による開発力・生産技術・経営能率の向上）や事業革新（沖縄の地域資源を活用した新事業の創出や相当程度の新需要の開拓）に寄与する設備投資が促進され、県内製造品出荷額及び労働生産性の増加に一定程度寄与している。

沖縄県の製造品出荷額の推移（石油製品を除く）



沖縄県の製造業における労働生産性の推移



(4) 主要要望内容

制度適用期間の延長

- ・ 制度適用期間を3年間延長すること。

人材投資を促進する税額控除の創設

- ・ 人材投資に要した費用（教育・訓練に要する費用等）を法人税から100%控除する。

国際物流拠点産業集積地域【拡充】

(1) 制度の概要

【概 要】

沖縄県の地理的優位性を活かし、国際競争力のある物流拠点の形成に向け、物流機能を活用した企業等を集積するための制度。

【対象地域】

那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区（各市の一部地域）
うるま・沖縄地区（中城湾新港地区、仲嶺・上江州地区、平安座地区、池武当地区）
南風原・八重瀬地区（南風原町字津嘉山・字照屋・字神里、八重瀬町字友寄）

【対象事業】※所得控除制度の対象は①～⑤

- ①製造業
- ②特定の機械等修理業
- ③特定の無店舗小売業
- ④倉庫業
- ⑤航空機整備業
- ⑥道路貨物運送業
- ⑦特定の不動産賃貸業
- ⑧卸売業



(2) 適用実績

（単位：件、百万円）

年 度 項 目		R4		R5		R6		合計	
		件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額
国 税	所得控除	3	173	2	197	1	48	6	418
	投資税額控除	12	52	11	318	7	196	30	566
	特別償却	2	16	4	117	1	5	7	138
合計		17	241	17	632	9	249	43	1,122
地 方 税	事業税	36	99	31	94	33	154	100	347
	不動産取得税	0	0	9	100	6	209	15	309
	固定資産税	141	209	131	190	112	218	384	617
	事業所税	2	1	2	1	2	1	6	3
合計		179	309	173	385	153	582	505	1,276

(3) 効果・必要性

東アジアの中心に位置する地理的優位性や本制度をはじめとする沖縄のビジネス環境が国内外の企業から大きな注目を集め、立地企業数・雇用者数は着実に増加している。

国際物流拠点の形成に向けて、企業誘致のインセンティブとして機能するとともに、既存企業による設備投資や研究開発等の新たな投資を促進する本制度の継続が必要である。

立地企業数・雇用者数の推移

（単位：社、人）

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
立地企業数	2,107	2,080	2,135	2,147	2,157	2,147
雇用者数	33,399	33,116	34,970	35,807	36,508	36,348

※対象地域の市町村における対象事業の企業数、雇用者数の合計（企業立地推進課 推計値）

製造品出荷額の推移

（単位：百万円）

	R1	R2	R3	R4	R5
製造品出荷額	270,358	267,329	260,854	276,592	292,669

※対象地域の市町村における製造品出荷額の合計
（工業統計調査結果、令和3年経済センサス、経済構造実態調査）

(4) 主要要望内容

制度適用期間の延長

- ・制度適用期間を3年間延長すること。

人材投資を促進する税額控除の創設

- ・人材投資に要した費用（教育・訓練に要する費用等）を法人税から100%控除する。

経済金融活性化特別地区【拡充】

(1) 措置の概要

【概 要】

「実体経済の基盤となる産業」とそれを支える「金融産業」の集積により、名護市を中心とする北部地域の経済・金融の活性化を図るための制度。

【対象地域】 名護市

【対象事業】

- ①金融関連産業
- ②情報通信関連産業
- ③宿泊業・娯楽業
- ④農業
- ⑤水産養殖業
- ⑥製造業
- ⑦経営コンサルタント業



名護市マルチメディア館



みらい3号館



名護サンセットオフィス交流施設

(2) 適用実績

(単位：件、百万円)

年 度 項 目		R 4		R 5		R 6		合計	
		件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額
国 税	所得控除	2	88	3	67	3	21,008	8	21,163
	投資税額控除	4	20	5	105	2	29	11	154
	特別償却	0	0	0	0	1	1	1	1
	エンジェル税制	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		6	108	8	172	6	21,038	20	21,318
地 方 税	事業税	5	12	4	17	4	15	13	44
	不動産取得税	3	25	1	4	1	2	5	31
	固定資産税	22	59	20	36	15	28	57	123
合計		30	96	25	57	20	45	75	198

(3) 効果・必要性

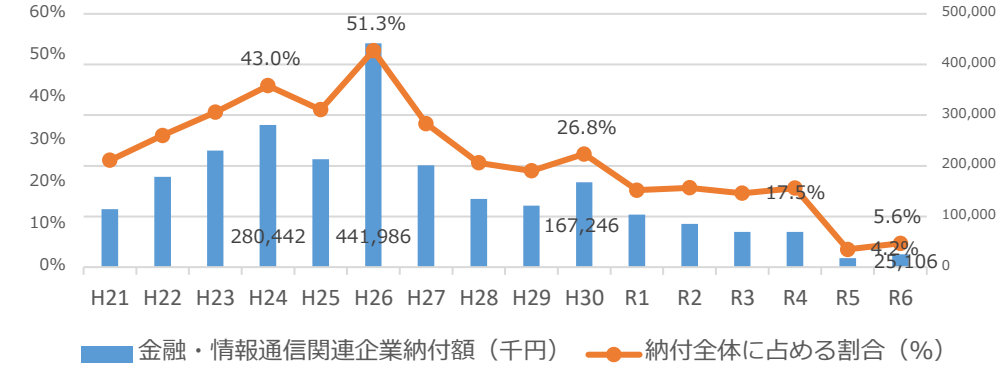
令和6年度に名護市に立地する金融及び情報通信関連企業が納付した法人市民税額は、納付額全体の約5.6%を占めている。
北部地域の更なる活性化に向け、自治体による各種の支援策との相乗効果により、**金融関連産業・情報通信関連産業を中心とした企業の集積及び雇用の創出を促進する本制度の継続が必要である。**

立地企業数・雇用者数の推移（金融及び情報通信関連産業）

(単位：社、人)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
立地企業数	40	36	42	49	47	48	47	48	50
雇 用 者 数	1,100	1,046	1,082	1,109	1,170	1,173	1,233	1,221	1,218

法人市民税の納付額（金融及び情報通信関連）



(4) 主要要望内容

制度適用期間の延長

- ・制度適用期間を3年間延長すること。

認定期間の更新、特区内雇用者の要件緩和等

- ・認定期間の更新制度の導入
- ・特区内雇用者に係る人数要件の緩和
- ・エンジェル税制の認定手続きの簡略化

離島の旅館業に係る特例措置【継続】

(1) 措置の概要

【概 要】

離島地域において、観光客受入れの基盤となる宿泊施設の設置を促すことで新たな雇用を創出し、定住促進を図るための制度。

【対象地域】 伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町（水納島）、うるま市（津堅島）、南城市（久高島）、粟国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、久米島町、北大東村、南大東村、宮古島市、多良間村、石垣市、竹富町、与那国町

【対象事業】 旅館業の用に供する施設



©OCVB

(2) 適用実績

(単位：件、百万円)

年 度 項 目		R4		R5		R6		合計	
		件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額
国 税	特別償却	1	1	4	94	4	44	9	139
	合計	1	1	4	94	4	44	9	139
地 方 税	事業税	0	0	1	0	6	2	7	2
	不動産取得税	24	59	42	100	41	62	107	221
	固定資産税	61	116	57	83	65	72	183	271
	合計	85	175	100	183	112	136	297	494

(3) 効果・必要性

本制度は、企業の立地等に不利な条件を抱える離島地域において、旅館業等の立地促進及びそれに伴う雇用創出に一定の成果を上げており、離島住民の定住促進や自治体の税収増が期待できるなど、離島地域の活性化に寄与している。

離島地域における宿泊施設の立地を促進し、旅館業の振興を図ることにより、離島地域の産業振興、雇用機会の創出・確保及び所得の向上による人口流出の抑制及び人口流入の拡大を図るため、本制度の継続が必要である。

○離島の宿泊施設数等

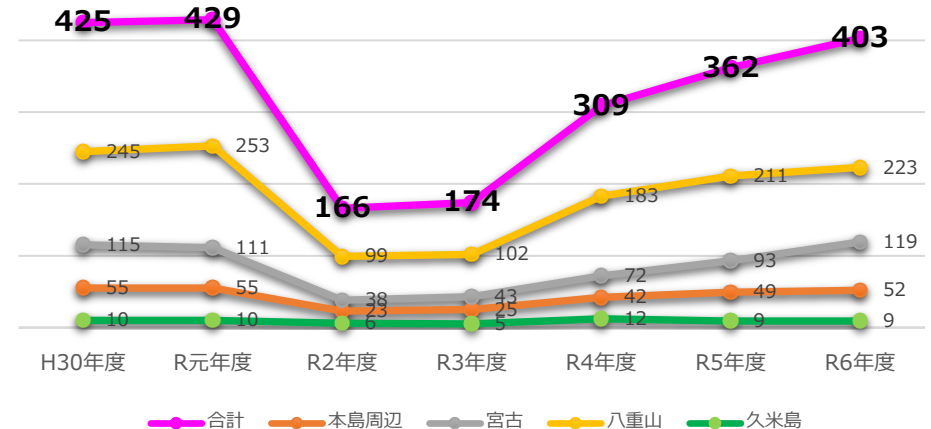
(単位：軒・人)

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
施設数	1,956	2,165	2,231	2,285	2,347	2,481	2,599
収容能力	45,930	49,886	53,221	55,448	56,444	59,752	61,831

※沖縄県離島関係資料を元に作成

○離島の入域観光客数実績

(単位：万人)



※沖縄県離島関係資料を元に作成

(4) 主要要望内容

制度適用期間の延長

制度適用期間を3年間延長すること。

沖縄型特定免税店制度について【拡充】

(1) 措置の概要

沖縄型特定免税店制度

【概要】

沖縄県から出域する旅客が、個人的用途に供するために対象販売施設において輸入品を購入し、携帯して沖縄以外の本邦の地域へ移出されるものについては、その引き取りに係る関税が免除される（ただし、免税適用は購入額20万円まで）。

【対象】

制度の適用を受けているのは沖縄ディーエフエス(株)のみ
(令和8年5月末現在)

売り場：

- ①DFS 沖縄那覇空港店（国内線ターミナル）
※JAL,ANA側に1箇所ずつ
- ②DFS 沖縄 那覇店（市中店舗）

引渡所：

- ①国内線旅客ターミナル（那覇空港、宮古空港、下地島空港）
- ②那覇港（クルーズターミナル、第2クルーズバース）

(2) 適用実績

直近3カ年の関税免除額は以下のとおり。（単位：百万円）

年	R4	R5	R6	合計
関税免除額	360	282	259	901

典拠：DFS株式会社より提供

(3) 効果

①観光収入

沖縄県の観光収入は、新型コロナの影響により減少したが、令和3年度から増加に転じている。（単位：百万円）

年度	R2	R3	R4	R5	R6
観光光収入	248,500	292,400	701,341	850,709	982,057

②国内観光客消費単価

免税店来訪者と国内観光客の過去5年の消費単価を比較すると免税店来訪者の方が約37,825円高く、また当該差額に対しては土産・買い物費の寄与が大きいことが分かる。

（単位：円）

年度		R2	R3	R4	R5	R6	平均
免税店 来訪者	総消費額	147,817	141,461	147,166	122,234	131,351	138,024
	(うち土産・買物費)	(36,525)	(30,920)	(44,233)	(28,948)	(32,614)	(34,648)
国内客 平均	総消費額	99,956	91,555	103,922	101,530	104,033	100,199
	(うち土産・買物費)	(16,360)	(15,595)	(17,967)	(17,854)	(19,283)	(17,412)
差額	総消費額	47,861	49,906	43,244	20,794	27,318	37,825
	(うち土産・買物費)	(20,165)	(15,325)	(26,266)	(11,094)	(13,331)	(17,236)

典拠：観光統計実態調査（沖縄県文化観光スポーツ部）

③沖縄型特定免税店の来訪者数

沖縄型特定免税店には、令和6年度で1,340,710人が訪れたと推計されている。これは「景勝地（万座毛、東平安名等）」(18.2%)の訪問者数と同等の割合であり、観光地として一定の誘客効果を持っているといえる。

（単位：人）

年度	R2	R3	R4	R5	R6
免税店来訪者数	268,694	333,979	683,748	1,330,245	1,340,710

典拠：観光統計実態調査（沖縄県文化観光スポーツ部）をもとに推計
R5年度以降は、空港内店舗の来訪者を含む。

(4) 主要要望内容（拡充）

制度適用期間の延長

関税の免税措置の適用期間を5年延長すること。

免税上限額の撤廃

免税上限額20万円の撤廃

石油石炭税の免税措置及び固定資産税の特例措置について①【継続】

(1) 制度の概要

石油石炭税の免除

【対象者】沖縄電力(株)、電源開発(株)

【概要】発電の用に供する石炭又は液化天然ガスを引き取る際に課税される石油石炭税を免税する。

固定資産税の課税標準の特例

【対象者】沖縄電力(株)

【概要】償却資産に係る固定資産税の課税標準を2/3とする。
(※事務所及び宿舍の用に供する償却資産を除く)

(2) 適用実績

R6年度適用額は、約46億4,600万円

(単位：百万円)

項目 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
石油石炭税の免除 (石炭・LNG)	3,321	3,197	3,203	3,305	2,966	3,492	19,484
固定資産税の特例	1,144	1,112	1,111	1,146	1,136	1,154	6,803
合 計	4,465	4,309	4,314	4,451	4,102	4,646	26,287

典拠：沖縄県調べ

(3) 効果

本措置による減免分は、経済産業省令に基づき電気料金原価から控除されており、電気料金低廉化（県民負担の抑制）に直接寄与している。

R6年度適用額
4,646百万円

電気料低減額
0.60円/kWh

一般家庭への影響額

約2,880円/年 ※標準モデル400kWh/月

産業分野への影響額

約300万円/年（リゾートホテル）※例：約41.7万kWh/月

約1,620万円/年（大型商業施設）※例：約225万kWh/月

典拠：沖縄県調べ

(4) 措置の必要性（沖縄の構造的不利性）

①ベースロード電源の選択肢が限られている

- 原子力 → 電力需要が小さい（全国の1%未満）ため導入困難
- 大規模水力 → 地形的制約（大きな川がない）のため導入困難

石炭、LNG等の化石燃料が当面の間必要
※CO2を排出する化石燃料の低減が課題

(参考) 発電時CO2排出量比較 (単位：g-CO2/kWh)

石炭火力	石油火力	LNG火力	原子力	水力
864	695	376	0	0

典拠：電力中央研究所「日本における発電技術のライフサイクルCO2排出量総合評価（2016年7月）」

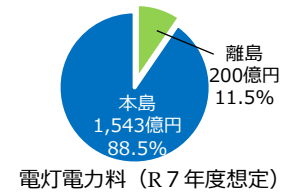
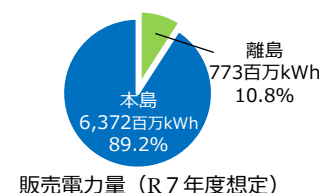
②高い供給予備力が必要

- 本土では9つのエリアの電力系統が連系し、電源トラブル時等には電力の広域融通が行われている。
- 一方、沖縄は単独系統であり、上記の広域融通の枠外。
- このため、エリア内にバックアップとして供給予備力を多く確保する必要がある。
(供給予備力は沖縄電力が保有している)



③多くの離島を抱えており、高コスト構造

- 東西約1,000km、南北400kmの海域に島々が点在し、本島を除く38の有人離島（10の独立系統）に電力を供給。
- 離島は、島嶼性や規模の狭小性から高コスト構造。
- 離島の電力供給を担う沖縄電力の電気事業全体に占める離島割合は、約10%と高い。
(参考 九州電力の離島割合：約1%)



(5) 主要要望内容（継続）

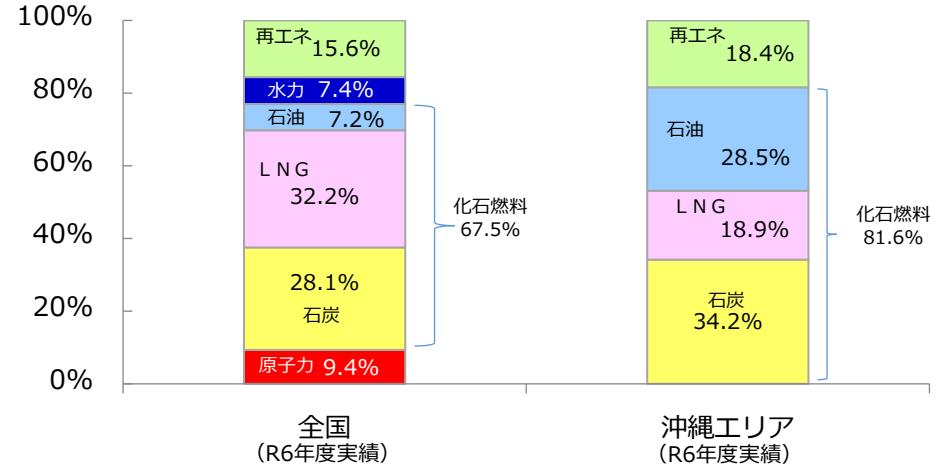
制度適用期間の延長

制度適用期間を3年間延長すること。

石油石炭税の免税措置及び固定資産税の特例措置について②【継続】

(6) 全国との比較

① 電源構成



典拠：2023年4月31日資源エネルギー庁プレスリリース、供給計画の取りまとめ(電力広域的運営推進機関)

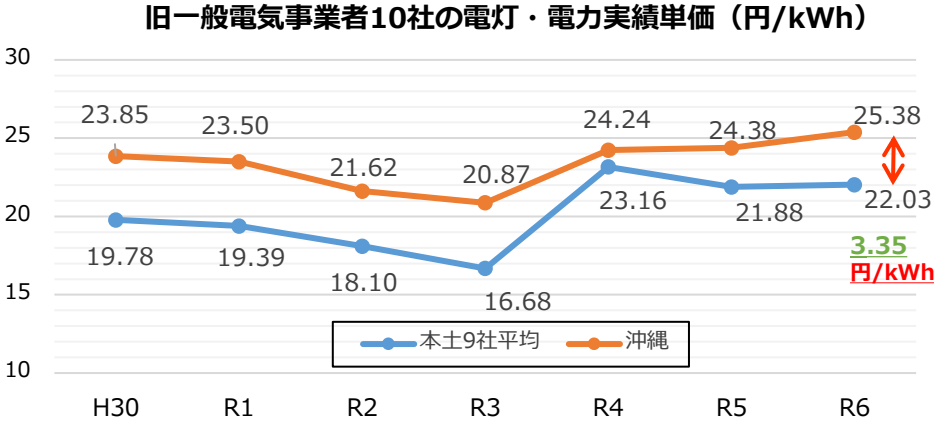
② 供給予備力 (R6年度予測)

	最大需要【万kW】	供給力【万kW】	予備率
本土9エリア	15,786	18,532	20.7%
沖縄	161	202	27.7%

典拠：2026年度供給計画の取りまとめ(2026年3月 電力広域的運営推進機関)

③ 電気料金

本措置により一定程度電気料金が軽減されているものの、構造的な不利に伴う高コストの解消には至らず、R6実績では本土平均と比較し、3.35円/kWh（一般家庭モデルで1,340円/月）高い現状にある。（仮に、本措置が無くなり、電気料金に転嫁する場合は、更に料金格差が広がる）



典拠：各社有価証券報告書、電力調査統計 電力需要実績（資源エネルギー庁）

(参考) 発電用石炭、LNGの利用量の推移

地球温暖化対策としての石炭火力へのバイオマス混焼やLNG火力の導入・利用拡大を行った結果、H22年度に石炭利用はピークを迎え、その後は、ピークアウトしている。

項目 \ 年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
石炭 (千t)	2,478	2,781	2,461	2,823	2,634	2,377	2,460	2,242	2,299	2,134	2,148	1,972	2,121	2,017	2,023	2,085	1,779	2,158
LNG (千t)	-	-	-	-	-	131	196	200	234	229	217	238	224	234	233	242	285	288
沖縄電力電源構成に占めるLNG発電の割合	-	-	-	-	-	6%	14%	13%	19%	21%	21%	20%	20%	19%	20%	20%	19%	19%

具志川火力 (石炭) への
バイオマス混焼開始

吉の浦火力 (LNG) 運転開始

金武火力 (石炭) への
バイオマス混焼開始

※R2以降は供給計画の取りまとめ(電力広域的運営推進機関)より

揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置について①【継続】

(1) 措置の内容

揮発油税及び地方揮発油税の軽減

【概要】沖縄県に移出する目的で、その区域内にある揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる揮発油について、揮発油税及び地方揮発油税を軽減。

【軽減額】 (単位：円/kℓ)

	揮発油税	地方揮発油税	合 計
全国（本則）	24,300	4,400	28,700
沖縄（特例）	21,083	3,817	24,900
軽減額	3,217	583	3,800

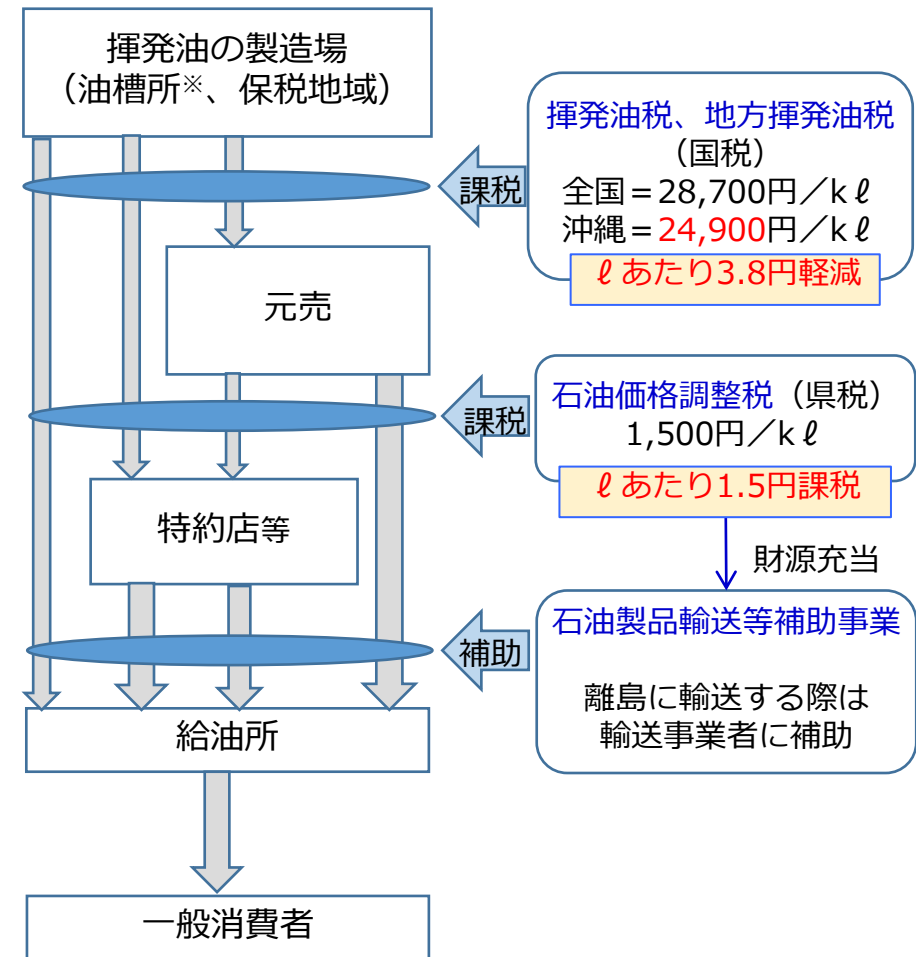
石油製品輸送等補助事業

【概要】揮発油税等の軽減措置を前提に、法定外普通税である石油価格調整税(1,500円/kℓ)を課税し、当該財源をもとに石油製品（揮発油、灯油、軽油、A重油）の離島への輸送経費補助を実施している。

揮発油税等の軽減措置と石油価格調整税の関係

沖縄県以外	28.7円/ℓ		
	揮発油税等の軽減措置 ↓		
沖縄県	24.9円/ℓ	3.8円/ℓ の軽減	
	石油価格調整税の課税 ↓		
沖縄県 (実質)	24.9円/ℓ	1.5円/ℓ	2.3円/ℓ の軽減

(2) 揮発油の流通経路イメージ



※県内の油槽所はうるま市（平安座島）、西原町（小那覇）

(3) 主要要望内容

制度適用期間の延長

制度適用期間を3年間延長すること。

揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置について②【継続】

(4) 適用実績

ア. 揮発油税及び地方揮発油税の軽減

復帰後（S47年度）からR6年度までの軽減額累計は、
約2,068億円。

直近10年間における軽減額は以下のとおり。
(単位：百万円)

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
軽減額	4,791	4,864	4,809	4,720	4,670	4,354	4,350	4,526	4,571	4,626

典拠：沖縄県調べ

イ. 石油製品輸送等補助事業

復帰後（S47年度）からR7年度までの補助額累計は、
約394億円。直近10年間の補助実績は以下のとおり。

年度	輸送量 (KL)	輸送経費 (千円) a	輸送経費補助額 (千円) b	補助割合 (%) b / a	徴収税額 (千円) (税込) c	財源充当 (%) b/c
H28	147,041	1,018,072	1,016,495	99.8	1,049,328	96.9
H29	136,368	969,921	969,232	99.9	1,021,017	94.9
H30	141,078	984,012	983,422	99.9	1,014,451	96.9
R元	141,978	1,015,718	1,012,905	99.7	1,006,815	100.6
R2	129,436	902,350	901,571	99.9	902,386	99.9
R3	131,505	941,767	940,753	99.9	897,780	104.8
R4	133,408	982,939	980,166	99.7	942,859	104.0
R5	131,889	990,532	990,266	100.0	949,339	104.3
R6	128,068	971,972	971,017	99.9	965,963	100.5
R7	121,702	945,252	945,252	100.0	967,399	97.7

(5) 効果

本軽減措置が廃止となり、ガソリン価格が上昇した場合について産業連関表等を用いて試算すると、県全体で**年間約63.8億円**の負担増となる見込みである（R6年度試算値）。

- ・県民への負担増：24.0億円（税軽減19.5億円、離島補助4.5億円）
- ・県産業への負担増：39.8億円（税軽減30.4億円、離島補助9.4億円）

(6) 措置の必要性

ア. 全国と沖縄のガソリン価格差

復帰後、本制度により沖縄県内のガソリン価格高騰が緩和され、県民生活及び産業経済の安定に重要な役割を果たしてきた。

一方、平成27年に県内製油所が石油精製を停止して以降、県外からの輸送費の増加等の影響によりガソリン価格が上昇している。

仮に本制度及び本制度を前提とした石油製品輸送等補助事業が廃止となれば、ガソリン価格が県全体で下記差額に加え**平均*3.2円/ℓ**上昇することが見込まれる。

*本島・離島の年間ガソリン流通量を元に上昇額を加重平均して算出。

(単位：円/ℓ)

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
沖縄	130.8	144.3	155.0	153.7	140.6	167.00	176.8	178.8	181.1	176.6
全国	124.8	136.4	149.8	146.8	135.1	162.2	169.6	174.6	177.3	171.0
価格差	6.0	7.9	5.2	6.9	5.5	4.8	7.2	4.2	3.8	5.6

典拠：資源エネルギー庁「給油所小売価格調査」

イ. 沖縄本島と離島のガソリン価格差

本島と離島間の価格差が令和2年度を境に縮小から拡大に転じている。

主な要因として、令和2年度頃からの物価高騰に伴い、経営維持に必要な人件費や施設維持費等の固定費負担が上昇したためと考えられる。

離島においては、その**散在性、狭隘性等の事情から販売量が限定的であり、本島以上に価格が高くならざるを得ない構造**が背景にあるとみられる。

(単位：円/ℓ)

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
価格差	23	19	17	16	18	20	16	21	26	27	29

典拠：沖縄県調べ

令和9年度税制改正スケジュール（想定）

- | | |
|--------|-----------------------|
| 6月末 | 租税特別措置等の各府省庁自己点検結果の公表 |
| 7月上旬 | 知事が内閣府へ税制改正要望を提出 |
| 8月末 | 内閣府が財務省へ税制改正要望を提出 |
| 9月～11月 | 財務省による内閣府への税制ヒアリング |
| 11月上旬 | 知事が政府、与党へ税制改正要望を提出 |
| 12月上旬 | 与党税制調査会審議、大綱決定 |
| 12月下旬 | 政府税制改正大綱決定 |